

## 第 12 回 和歌山県河川審議会議事録

日時：平成 20 年 10 月 31 日（金）13 時 00 分～

場所：アバローム紀の国 4 階 羽衣の間

○事務局より挨拶

○委員の紹介

○会議録署名委員の指名

○議長 議事の 1 のパブリックコメントについてということで、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 はい、ご説明させていただきます。

お手元の資料の資料 1 を開いていただきたいと思います。資料 1 を開いていただきまると、日方川・有田川パブリックコメントについてということで表にまとめてございます。

実施期間、平成 20 年 10 月 1 日から 10 月 21 日まで開催いたしました。県の基本的なやり方といたしまして、土日祝日を除いて 14 日間確保するということになっておりますので、この期間といたしました。

それから、資料の閲覧場所でございますけれども、県の各機関、それから日方川、有田川のそれぞれの各流域内の市町村の役場にご協力をいただいております。それから、各市町の公民館に閲覧場所を設置いたしました。

周知の方法でございますけれども、まず県民チャンネルというのがございまして、これを通じて報道に情報提供しております。それから、県のホームページに記載をいたしまして、県民意見募集ページというのがございますので、こちらで意見募集をいたしました。河川課のホームページにも別途記載をいたしまして、また先ほど申し上げた閲覧場所においてポスターの掲示をいたしました。

結果でございますけれども、日方川で 2 名様、有田川で 2 名様、それぞれの意見をいただいてございます。

1 枚めくっていただきますと、まず日方川の 2 名様のご意見がそれぞれございまして、2 / 8 ページというのが 1 件目、それから 3 / 8 ページに記載されているのが 2 件目でございます。短いので読ませていただきますと、ニシキゴイの自然飼育が行われるなど海南市民に親しまれている河川であることを追加してほしい。水質の悪化は回避すべきであり、コイの生息環境や鑑賞スポットの整備などを計画してはどうか。それから右側の方、ニシキゴイにえさを与えた近くて見たりできるよう親水性の護岸等を検討してみてはどうか。その場合、神戸であった急な洪水といった事故を防ぐ対策も検討してくださいという内容でございました。

次のページめくっていただきますと、4／8ページ、5／8ページまでが有田川について意見をいただいたお一人。それから、めくっていただいて6／8、7／8、8／8ページ、写真つきでご意見をいただいておりますけれども、この2名の方にご意見をいただきました。ここに記載している左側にC-1ですとかC-4だとか番号を振っておりますけれども、これを今回いただいたご意見とそれぞれピックアップをいたしまして、それぞれの考え方を取りまとめてございます。パブリックコメントの実施状況については以上でございます。

○議長 何かご質問ございますか。有田川と日方川についてのパブリックコメントの内容、それに対する県の対応につきましては、後ほど説明があると思いますが。よろしいでしょうか。

それでは、引き続き議事の2の二級河川日方川河川整備基本方針について説明お願ひいたします。

○事務局 それでは、資料2に日方川に関連していただいたご意見をまとめてございます。資料2を開けていただきますと、全部で4ページの資料となっておりまして、まず1／4ページ、左側にA-1からA-4、1枚めくっていただきましてA-7までのご意見をまとめております。これは先般パブリックコメントを実施する前に各委員様に郵送で送らせていただいておりまして、ご確認いただいているところかと思います。

それから、その後パブリックコメント実施前までにいただいたご意見、これを次の3／4ページのB-1からB-5まで、ここにまとめております。事務局から内容を再度詳細確認いたしまして、部分的に変更した部分がございますけれども、事務局案については内容的な変更ではなくて、より詳しく記載し直したというふうにご理解いただければと思います。

B-1、2につきましては委員からご意見をいただいたおりまして、コンクリートでの整備に対する懸念と、それから流域全体として整備をすべきだというご指摘をいただいておりまして、このご意見に対応いたしまして、パブリックコメントを実施する前に本文を一番右の欄に書いておりますようにそれぞれ修正をいたしました。修正したものをパブリックコメントにかけまして、1枚めくっていただきますと、先ほどご紹介した2件の意見がございます。お二方の意見について、意見の内容を整理いたしまして、それで大きく2つのご意見ということでまとめております。

意見の要旨でございますけれども、ニシキゴイの自然飼育が行われるなど海南市民に親

しまれている河川であることを追加してほしいというご意見につきましては、これについては現地視察のときに現場をごらんいただいた方もいらっしゃいますけれども、日方川については川のすぐ横に道路なり通路があって、道から川の中を眺めやすいような河川になってます。そういう意味で、あいだに例えば堤防があって視界を遮るとかいう構造にはなってございませんので、そういう意味からも地域に親しまれている川なのだろうというふうに考えました。こういう川だからこそ、いろいろなご意見はあろうかと思いますけれども、ニシキゴイを放流して川を眺めて楽しい川にしようといったコンセプトから、こういうことも昔行われたものと思っております。地域に親しまれる川であるという観点の記載をいたしました。

それから、水質の悪化は回避すべきであるという意見については、現時点で、先ほど環境白書の関連でも申し上げましたけれども、環境基準を満足しているという状況にございますので、この資料については、水質については環境基準を満足しているという旨を記載しておりますので、特に本文修正はいたしませんでした。

それから、コイの生息環境や鑑賞スポットの整備については、コイに関しては河川環境上コイの放流をするとよくないというご意見もございますので、慎重に対応してまいりたいというふうな点で答えをつくっております。これがC-2の意見にも通じるわけですけれども、こうした観点で慎重にやっていくという整理として、特に本文の修正については事務局案としては考えてございません。

以上、日方川に関するパブリックコメントまでのご意見について紹介させていただきました。

○議長 引き続き基本方針の原案の修正箇所等について説明をお願いします。

○事務局 引き続き、そういたしましたら資料3について、修正箇所を記載しております。めくっていただきますと、まず3／11ページと書かれているところの下の部分、一番最後の行に、最後のパラグラフを読みますと、河川空間の利用については、日方川中・下流域は狭小な河川であることから、河川敷での親水活動はあまり行われていないが、人目に触れやすいことから、人々に親しまれているという点を河川利用の現状に書き加えてございます。

そのほかについては、パブリックコメントに対応して記載変更した箇所はございません。

以上でございます。

○議長 ただいまの説明に関してご意見、ご質問等ございますでしょうか。前回委員の方

からあった質問、それからパブリックコメントを踏まえての対応、その中で特に基本方針案の修正を要する点を原案に織り込まれたということでございます。大きな変更点はないようでございます。いかがでしょうか。

○委員 ちょっとよろしいですか。先ほどパブリックコメントの中でニシキゴイの話があるんですけれども、それは河川環境上必ずしもよくないというお話をありました。それはもうちょっと具体的にどういう話になるんでしょうか。

○事務局 まず、ニシキゴイについて、コイをそこに放流するとかえって水質が悪化するというような結果もございまして、そういう観点からのものでございます。

○議長 特定の人利用が限定されるということになるんですかね。また、えさをやりして、特に水質の面が問題になる。

ほかによろしいでしょうか。確かにコイを飼っていて有名になっている川もありますが、川の中というより堤内地で管理されているところが多いように思いますけど。

それでは、特にないようですので、資料4の日方川基本方針の原案につきまして、承認いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

○委員 ごめんなさい、コイの話なんんですけど、ふやすのは悪かったらやめたらいいですけど、今いるコイは保護してやってほしいと思います。

○議長 今後、整備計画で検討していただきたいと思います。

それでは、もう一度繰り返しますが、資料4の日方川水系河川整備基本方針を原案どおりご承認いただけますでしょうか。

特にご異議がございませんので、承認いただいたことにさせていただきます。

それでは、次に有田川の基本方針案について、その後の経緯を説明いただきたいと思います。

○事務局 その後の経緯についてご説明させていただきます。資料5を開いていただきたいと思います。

また先ほどと同じようにA-1から番号振ってるものにつきましては、前回の河川審議会で宿題としていただいてたものについて確認をいたしまして、パブリックコメント前に各委員にご確認をさせていただいた上で、本文の修正は結果的にはございませんでしたけれども、確認の上でパブリックコメントに進めたというところでございます。

ただ1点、嵩上げが本当に可能なのかという点については後ほどご説明させていただきたいと思います。

次に、1枚めくっていただきましてB-1から3、これはパブリックコメントを実施する前にいただいたご意見、委員から先ほどと同様のご意見をいただきましたので、対応いたしまして、本文を修正した上でパブリックコメントを実施いたしました。それから一方で、事務局で再度詳細を確認した上で、少し肉づけをした内容、これをB-3に記載しております。

それから、ここからがパブリックコメントでいただいたご意見ですけれども、3/7ページ、C-1からC-8までございます。それから、その後、さらにめくっていただいた6/7、7/7ページにD-1、2、3と、それぞれ3つの内容を記載しております。これにつきましてはパブリックコメント終了後にご意見をいただきまして、これについて必要な修正を加えたものでございます。

前後いたしますが、先にDの1と2につきましてご紹介させていただきますと、2名の委員からそれぞれ動植物の種に関するご指摘をいただきました。委員からは植物について、中下流域ではやや広い氾濫原が広がり、植生の被度は高く、種数も多いと。タコノアシ、ツメレンゲなど貴重な種も確認されているということ。それから、鳥類については、下流域でマガモ、コガモ、ヒドリガモなどのカモ類が多くみられるというご指摘をいただきました。指摘をいただいた植物、鳥類について本文に追記をしております。

それで1点、鳥類について、マガモ、コガモ、ヒドリガモは特に稀少種というわけではありませんけれども、記載することで河川の状況がより鮮明にわかりやすい文章になるかなという観点から、このマガモ、コガモ、ヒドリガモなどのカモ類についても本文の文章の中に記載するという考え方で整理をさせていただいております。

それから、委員からいただいたご意見で、高野龍神スカイラインの箕峠から花園村のほうに下る谷沿いの道路は小さな枝谷を何ヵ所か横切ると、その小さな谷の水中にオオダイガハラサンショウウオの幼生が生息しているということで、森林内に生体が生息すると考えられるというご指摘をいただいております。あわせて、有田川上流部に仮にダムが建設される場合、この生息地に影響があるかどうかは今の時点では何とも言い難いが、これ以外の有田川源流域にも生息する可能性もあるため、自然環境への配慮が望まれるというご意見でした。

これに対応いたしまして、現状の部分について、オオダイガハラサンショウウオが生息しているという記載を追加しております。それから、上流域ではオオダイガハラサンショウウオ等の生息・生育・繁殖を考慮した山地等の周辺との連続性の確保に努めるとともに

という形で、これにつきましても記載を変更しております。仮にですが、ダム建設が検討されるような段階になった場合、あくまで仮にというお話ですけれども、その場合は、この基本方針の本文に書かれている内容を考慮した上で検討されるという流れになると思います。

それから、今D-1と2まで終わりましたけれども、ここでD-3に入る前に、C-1から順番に説明させていただきたいと思います。

ここからはパブリックコメントでいただいたご意見ですけれども、まずC-1について、中下流域の金屋より下流の有田市にかけて柳、竹などが群生して雑草も多いと、土砂の撤去ですかこうした竹や雑草を取り除くということを考えてほしいというご意見でした。早急に土砂の撤去を行って、石ごじやのある川というふうにご意見いただいているんですが、確認したところ、石ころが転がってるような河原ですね、こういった河原になることを期待しているというご意見でした。

そこで、今現在、県においてこういった除草、それから伐木、堆積土砂の除去については、有田川流域では非常に要望が強い内容になっております。とはいえた予算も限られているところでございますので、必要な箇所を毎年出水期後に見きわめまして、順番に撤去をしていると。このときは木の生息状況、大分大きくなってきたとか、それから土砂についてはこの箇所に異常にたまっているとか、そういった状況を毎年出水期の後に確認いたしまして、その状況に応じて撤去をしております。今後もこういった形で適正な管理に努めていきたいということで、本文の修正については考えてございません。

それから、C-2についても同様のご意見ですけれども、下から2行目あたりからごらんいただければ、土砂の持ち出しですか雑木等の撤去事業計画を基本計画、年次計画をお願いしたいというふうに記載されております。これについても、年次的に計画を立てたとしても、洪水の後で土砂のたまりぐあいが変わってまいりますので、これまでどおり洪水後に現地の方と一緒に現場を確認しながら、今年はどこの土砂をとるといったことを決めて進めていきたいと思います。

それから、C-3のご意見です。有田市から有田川町にかけて堤防が国道になっているが、堤防の草の除草や樹木など撤去を行ってほしいというふうに、国道の一部の上部層だけ除草を行っているということで、河川課指導のもとで、地元自治会等の協力で堤防全体の清掃や草刈りを行うべきであるというご意見でした。先ほどパンフレットの中でもご紹介させていただきました河川愛護会ですけれども、有田川においては46団体がございまし

て、1年当たり数回除草それから清掃といった活動をしていただいております。今後も河川愛護会と協力をしながら、こういった河川の維持管理が保たれるように進めてまいりたいというふうに考えております。

次、めくっていただきましてC-4についてご説明いたします。

河川敷に耕作物をつくっている場所が多く見られると。耕作物の周りにトタンや木材等で囲いをつくっていると。有田市の地区においては河川内に作業用倉庫、資材が見られる。それから、箕島の違法なレジャークルーザーの係留など、県の指導で至急撤去できないだろうかというご意見をいただきました。これについても本文の修正は考えておりませんけれども、県で今実施してある、もしくは実施しつつある内容についてご説明いたします。

まず、河川敷の耕作地がこの有田川の下流域の河川敷に何カ所か確認されております。これはかねてから地元から撤去してほしいというご意見をいただいたおりましたものですので、これまで対応を考えていたところですが、昨年、まず第一歩として看板を設置しております。不法な耕作である、撤去してくださいという看板を掲げております。そして、先般地元有田市さんとも協力をして、この不法耕作地については、まず撤去をするという方向で進めていくということで市と合意をいたしまして、今後、まず所有者がわかるのであれば所有者に撤去していただくというのが基本です。ただ、所有者が判明しない場合も考えられますので、その場合は強制的な手段をもってまずは撤去すると。まずは適正な状況に戻すということをこの区域については考えておりまして、現在進行形で対応をしているところでございます。

それから、レジャークルーザーの係留については、現地視察をしていただいたときもございましたけれども、国からの通達もございまして、こういった河川に係留されている船はそもそも河川法に違反しているものではありますけれども、今現時点でおそに行くよう締め出すということをしても、ここの場所からまた別の場所に係留場所が変わるだけでございますので、いわば駐車場がない中で違法駐車をしているという状況とご理解いただければよろしいかと思います。そこで、河川管理者のほうで係留場所をまず確保すると。係留場所を確保した上でそこに移っていただき、それでも移らないものについては強制的な手段をもって撤去すると、こういった流れが通常となっておりますので、その流れに従って進めてまいりたいと思います。これにつきましては県で、河川だけではなく海ですとか港に係留されている船もあわせて対応すべく、ことし条例を定めましたので、これに基づいて全体で進めていきたいというふうに考えております。

次に、C－5について説明させていただきます。

各地域で危険水位を橋梁に標示計画してもらいたいというご意見でした。これにつきましては既に実績がございまして、県でもこういった形で危険水位ですか避難判断水位、それから氾濫注意水位ということで、各レベルの水位、それぞれわかるように橋脚の部分にこういった看板を設置しております。張りつけるような形ですね。夜間も反射するような素材でつくっておりますので、できるだけ見えやすいように配慮しているところです。有田川においても今年度できれば1カ所設置したいという考え方を持っておりまして、今後整備計画の段階に進めれば、地元からもっとほかの橋脚部分についても、ほかの橋でも1カ所に限らずいろんなところで設置してほしいというご意見が出てこようかと思いますので、そういうご意見を踏まえて必要な箇所に設置していきたいというふうに考えております。これにつきましても、本文修正は考えてございません。このような対応をすることです。

それから、C－6につきまして、二川ダムの下流が水の水流が少なく、栗生地区まで渇水状態になっていると。二川ダムの水をよくしてアユの住める澄んだ川づくりを考えてほしいというご意見でした。この方のおっしゃってる趣旨でございますけれども、今二川ダムがここに設置をされておりまして、川はこちらの方向に流れます。先ほどパンフレットで紹介しましたように二川ダム、発電の目的を持っておりますので、発電のためにこのダムにためた水を発電所まで導きまして、ここで水を一気に落として発電をしている。これは岩倉発電所ですけれども。この区間については、こちらのパイプの中を水が通ってしまいまして、バイパスいたしますので、この区間についてはバイパスする水の量の分だけ水が減ってしまうという状況です。これを減水区間というふうに通常呼んでおります。この二川ダム下流につきましては、かねてからそういう問題点が指摘されておりまして、たしか平成10年だったかと思いますが、二川ダムから維持放流のために、これは国から補助をいただいて補助事業として設置したものですが、ダムから維持流量の確保のために0.7トンの水を常に放流するような穴をダムの堤体の中に開けました。現地を見たときご記憶いただいている方もいらっしゃるかと思いますが、常に下流をのぞいて右手側から水が流されているという状況にございます。これをもって、この減水区間についても、それまでは水は洪水のときしか流れない状況でしたけれども、平時においても0.7トンの水が流れるという状況になっております。

恐らく地元の方といたしましては、さらによい河川環境をということで望まれているも

のかと思いますけれども、現時点においてはここまでのこととしておりまして、これについては今後二川ダムの取り扱い、例えば発電の目的を治水用に転用するとか、そういういた議論をする中で、副次的な効果としてバイパスする水が少なくなる、もしくは河川のほうに戻ってくるといった状況が考えられますが、今現時点ではその詳細については確定することができませんので、今後河川整備計画の段階で議論をしてまいりたいというふうに考えております。

それで、今までC-1から6までご説明させていただきまして、本文修正なしということでお1から6まで考えてございますけれども、意見とその対応のこの表につきましては、公表資料とする予定でございますので、ゼロ回答という形ではなくて、ご意見いただいた方にはこういう対応をさせていただくということで、見える形で資料の公表等をしてまいりたいというふうに考えております。

引き続きC-7についてご説明させていただきます。

C-7は、有田川の水質については環境基準を満たして良好とのことだが、上流からの生活用水や水洗便所などの排水により、下流では見た目は美しいが、水洗便所の排水口などで見られる青い糸状の藻が夏場多くて、アユ漁で使用する網が青くなってしまうことがある。下流域のアユの質が悪く、内蔵等を食することができないこともある。また、変形の魚も見られた。各地区の水質検査も公表してもらいたい。こういうご意見をいただきました。

水質につきましては、水質の指標となるBOD75%値、今見ていただいている、これが公表もされているデータでございますけれども、水質の指標となるBOD75%値、BOD2という指標を下回る、よいときでは0.5もしくは1.5と、過去昭和58年からのデータを見ますとこの幅で推移しているという状況にございます。

この方がおっしゃってるのはそういう平均的な見方ではなくて、場所によって排水口の付近で汚水が問題であるというご指摘でした。流域市町村の状況を見ますと、これが汚水処理人口の普及率でございます。有田川流域について見ますと、有田市においては汚水処理人口の普及率がトータルで14.8%、これは下水道、浄化槽を合わせた数字になっておりますけれども、こういった数字になっておりまして、かつらぎ町でこのぐらい。それから、最上流の高野町ですね、ここでは非常に高い数字になっておりますけれども、有田川町でも3割程度の数字となっております。県の平均がこの赤いラインで示した部分ですので、県内平均の値と比較いたしますと、まだまだ取り組みがおくれているというか、今後

進めていかなければいけない地域というふうに考えられます。県といたしましては、こうした下水道事業関連で関連事業の促進を図っていきたいと。これは河川管理者としてではなくて、下水道の担当部局も県にございますので、そういう部局を通じて汚水処理の普及を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、水質検査の公表につきましては、先ほど申し上げましたように、環境白書について毎年公表しております、インターネットを通じてこのデータも公表されているという状況でございます。

それから、C-8でございますけれども、有田川水系の河川の整備並びに周辺道路の整備もあわせ、地域の発展につながる観光づくりもあわせた計画をお願いしたいと、こういうご意見をいただきました。地域発展につながる河川利用を目的として、基本方針で「河川の利用については、流域の自然環境・社会環境からみた地域特性との整合及び地域のニーズを踏まえた調整により、適正な河川空間の利用と保全を図る」という内容を記載しております。この部分にこのご意見の内容含まれているものというふうに考えまして、記載については変更いたしませんけれども、これにつきましても具体的な内容を河川整備計画において検討してまいりたいというふうに考えております。

引き続きまして、少し戻りますけれども、前回の河川審議会でいただいた二川ダムの嵩上げは可能かといった点につきまして調査した結果をご報告させていただきます。

二川ダムの嵩上げは可能かという点につきまして、安定計算をいたしましたところ、約27メートルの嵩上げが可能という計算結果を得ました。この安定計算はこのダムの堤体の安定計算をしておりまして、この中に沿川の斜面の安定計算までは含まれておりませんけれども、堤体の安定計算を見ると27メートル、すなわち斜面の対策をいかにがっちりとしても27メートルが限度であるというのがまず1つのハードルとして確認されました。そして、嵩上げに伴う補償物権について確認をしたわけですけれども、二川ダムのすぐ上流に三田発電所という発電所がございます。嵩上げを5メートル以上いたしますと、この三田発電所についても補償しなければいけない。ここで発電ができなくなってしまいますので、その分の補償費用が必要になってくるということでございます。したがいまして、嵩上げをいたしますとこうした水没する施設もしくは家屋について補償が必要になるという点と、それから工事費について斜面の安定を図るために工事費がその分増額になるということが想定されます。

今申し上げたような観点から、前回治水の代替案について、遊水地等も含めてご説明さ

せていただいたところでございますけれども、前回最終的に治水の代替案としてこの3つのケースが想定されるということで整理をさせていただきました。それで、まず6,200トンの目標流量については100分の1の流量ですけれども、それに対応しましてケース1では二川ダムの発電容量を治水に活用するということ。それから、発電容量のさらに下の部分に死水容量というものがございますので、この部分についても掘削するなり必要な開発を行いまして、可能な限り洪水貯留施設の能力をアップするということで、1,500トン分の洪水調節量を確保するというのがケース1でございます。6,200トンのうち1,500トン分が洪水調節施設によってカバーできますので、残りの4,700トンについては河川改修をしていかなければいけないと。それぞれの金額、これは非常に大雑把な概算値というふうに、目安の数字というふうにご理解いただきたいと思いますけれども、これは億円の単位を想定しておりますが、洪水調節施設に100億、それから河川改修に430億、合わせて530億という試算の結果を得ております。

次に、ケース2でございますけれども、ケース2については、二川ダムの発電、それから死水容量の開発はいたしませんで、二川ダムの嵩上げで1,500トンまでの洪水調節容量を確保しようとした場合どうなるかということです。高さについては12.3メートルの嵩上げが必要になるという計算結果です。これに対応する概算事業費を積み上げますと、まずこの嵩上げ自体にかかる費用が340億円ございます。そしてプラスアルファで、この金額は定かではありませんけれども、さらに追加額といたしまして、先ほどの三田発電所の補償額、それから必要に応じて斜面が崩れないようにする対策費用、こういったものが積み上がりますので、河川改修については同じ4,700トンですので同じ数字といたしまして、すべて積み上げると770億円プラスアルファ、この数字は現時点では把握できておりませんが、この分について先ほどの三田発電所と、それから斜面对策の分増額になろうという見通しを持ってございます。

ケース3についてですけれども、これは二川ダムの嵩上げと、それから上流の新設ダムを設置した場合、それぞれこの2つのセットで1,500トンの洪水調節容量を確保しようとした場合です。嵩上げにおいて260億、そしてダムの新設によって400億、さらに先ほどの7.6メートルの嵩上げが5メートルのレベルを超えるので、先ほどの三田発電所の補償費用、それから嵩上げに伴って生じる斜面の安定のための対策費用、こういったものを見込みまして1,090億プラスアルファという取りまとめとなりました。

ケース4、ケース5については、関係機関と少し協議をいたしまして、こういう案も検

討してみたらというアイデアをいただきましたので、それに対応して少し計算してみました。そのコンセプトは、さらにケース1に追加をして嵩上げをすることによって、河川改修の規模を抑制することが河床掘削といった規模を抑えることができるので、こちらのほうが妥当な案にならないかというチェックのためにケース4、ケース5を確認いたしました。ケース1に追加をして、ケース4では5メートルの嵩上げ、ケース5では1.1メートルの嵩上げと上流新設ダム、こういったセットで確認をいたしましたところ、費用は690億、990億という数字が出ましたので、ケース1、4、5を比較いたしますと、ケース1が一番妥当な合理的な案だろうというふうに見込まれます。現時点においては発電容量をどの程度活用できるのか、発電容量が活用できなければ死水容量も活用できませんので、これにつきましては今の利水者との協議を踏まえて整備計画を取りまとめていくことになりますかと思いますけれども、こちらの案でいく場合については嵩上げは不要となりますし、この発電容量の転用が不可能な場合については嵩上げ等も想定しながら整備計画を策定していくかざるを得ない。その場合、ケース2、ケース3について比較をいたしますと、ケース2のほうが金額的には安価に落ち着くというような見通しを今現時点では持っております。

ちょっと治水計画につきましても前回の分に補足して説明をさせていただきました。事務局からの説明は、あともう1点だけございまして、一番最後のページを見ていただきたいと思います。D-3に正常な機能を維持するために必要な流量に関する事項という点について、これは国土交通省と協議をいたしまして、この部分の記載を修正しております。この正常流量の設定につきましての考え方は、川からの流入量ですか利水量を検討いたしまして、渴水のときに川に残る水の量がどの程度かと、それが少なくなり過ぎないように基準点における流すべき流量を設定するものです。その検討の結果、かんがい期で5トン、それから非かんがい期で3トンの流量が必要だという計算結果を得ましたので、この数字を基本方針の中に記載してございます。

長くなりましたが、以上でございます。よろしくお願ひします。

○議長 どうもありがとうございました。

前回の質問に対する回答、それから、その後寄せられたパブリックコメントへの対応について説明がございました。それを踏まえて資料6に修正箇所の比較表、資料7に原案があります。これから質疑に入りたいと思いますが、どうぞご自由に発言いただきたいと思いますが。まず前回質問された方、よろしいですか。

○委員 嵩上げについて説明していただいたんですけど、資料の中で 12 メートル可能だとか 27 メートル可能だとかいう話があったんですが、今日お配りしていただきました「和歌山の河川」というパンフレットの 38 ページに写真がありますけど、それでいくと左岸側のほうには山が余りないので、15 メートルとか 27 メートルの嵩上げというのは本当に可能なのかなという気はします。

それともう一つ、二川ダムについて、先ほど整備計画の中で検討するという試算があつたんですけど、ちょっと私の専門外なんですけど、太田川の小匠ダムですか、農林でつくったダムがあつたんですけど、そのときに太田川ではダムをつくらずに小匠ダムの操作規程を変更して、治水能力を補うという話がありました。二川ダムにおいては今発電あるんですけれども、アイデアとして 6 月から台風期の終わる 10 月から 11 月の半ばぐらいまで発電に遠慮してもらって発電の水位を下げるとか、それから、もしくは秋雨前線それから梅雨前線があるときに、そのときは事前放流をしてしまって発電を使わないとか、そういう案は考えられないんですかという質問 2 つです。

○事務局 どうもありがとうございました。まず 1 点目の嵩上げは本当に可能かという点についてですけれども、現時点の概略検討の段階ですので、詳細についてはまだ幾つか課題が出てくるかもしれませんけれども、現時点においては 27 メートルまで技術的には可能という検討結果となってございます。

それから、もう 1 点の運用についてでございます。発電容量を転用する場合に、今ご指摘いただきましたように、期間に応じて転用するとか事前放流するといったいろんなやり方が考えられますので、もしくは全量転用するといったやり方いろいろ考えられるかと思いますので、これについて、まず整備計画では整備計画の洪水目標流量が 6,200 トンからもっと少ない数値として整備計画の目標流量として設定されると思いますので、それに応じて不足分を補うためにどうするか、こういったことを考えながらいきたいと思います。その中で、コスト、それから関係者の意見を聞きながら操作ルールでカバーできるか、もう少し全量買収とかそういった形で転用するか、こういったことを検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長 ほかにいかがでしょうか。

○委員 関連しまして、ケース 1 の発電容量の転用の件ですけれども、転用するときに発電用の水利権の保障とかそういうものは今概算事業費の中には入っていないわけですね。

○事務局 一応現時点の想定の金額で入れておりますけれども。

○委員 入ってるわけですか。

○事務局 はい。

○委員 わかりました。

○議長 ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○委員 パブリックコメントのことについてよろしいでしょうか。

○議長 はい、どうぞ。

○委員 3／7ですけれども、C-1のご意見に対してですけれども、私も地元ですので有田川の清掃に加わったことあるのですけれども、堤防の草刈りとかはやってもらっていると思うのですけれども、この方は洪水で流された後の礫の河原と、それから人為的にというか、人の手で刈りとってしまう草のない状態とをちょっと混同されてるような気がするのですけれども、洪水とか水によって植物が流された場合に、次に生えてくる植物というのは河原固有の植物などが生えまして、自然環境的にはいいものなのですけれども、それを人為的にしてしまうと、河道内の野草の除去をしてしまうと、かえってというか、帰化植物などが繁茂してしまって環境的にはすごく悪い状態になると思います。樹木とかを取り除くということについてはいいかどうかということは私にはよくわからないのですけど、除草については、いたずらに必要もないのに除草はしないでいただきたいと思います。だから、この回答のところで、除草とかその他のことを一緒にしないでいただきたい。除草という言葉を消していただきたほうがいいのではないかと思っているんですけれども。

○事務局 今、除草についてですけれども、通常河川管理の一般的なやり方として、除草しながら、そうすると堤防にクラックが、割れ目が入っているかどうかとか、そういうことの確認もあわせますので、除草については、完全に草を根こそぎとるというやり方ではないんですけども、やってきているのが一般的な河川管理のやり方なんです。それで、希少種があるようなところについては、それを保護するといった観点から、除草のやり方については考えて、それぞれに応じて専門家のアドバイスをいただきながらやってるという事例があるようです。

○委員 堤防の草刈りはしてもらってもいいと思うのですけれども、もっと下の低水敷のところは配慮してほしいのです。

○事務局 今このあたりのお話でしょうか。今おっしゃる観点につきまして、ケース・バイ・ケースの部分があろうかと思います。恐らくこのままずっと手をつけないでおくと、

場合によっては木が生えてきたり、そうすると河堰を阻害したりといったことも考えられます。理想としては毎年の洪水でフラッシュされて、そこが礫河原として残ると。例えば、熊野川の河川敷をごらんになった方いらっしゃると思いますけれども、毎年もしくは何年かに一回大きい洪水が来て河原が洗われて、そして速玉大社のすぐ横の川は礫河原として維持され続けております。そういう状況をどうやったら自然につくっていけるかといったところは少し個別にじっくり見ていかないと何とも申し上げづらい部分があるかと思いますけれども、ご指摘の点については、今後検討してまいりたいと思いますが……

○委員 すべてに対して悪いと言ってるのじゃないのですけども。配慮していただきたいということだけです。

○議長 どうぞ。

○委員 それと関連があるんですけど、前回のときにグリーンダムはどうですかと言ったら、一蹴のもとに、それは役に立たないと言われたんですけど、やっぱりテレビを見ていてこの間ぱっと何となしに開けたら、田中康夫さんが、森林がすごく荒れてて、いかに山の整理が大事かということは、ちょっと前のことと内容まで忘れたんですけど、そんなことをおっしゃってたので、100年の一 度の洪水のためにだったら何の役にも立たないかもわからないけど、そうかといって何も手をつけないでじっとしてるよりも、やっぱり川は源流からということで、そちらのほうもやっていただいたら土砂のおり方ももう少し少ないんじゃないかと思うんです。今だったら、何か山が荒れてて、土がそのままざっと川に流れ込んで、小川に流れて、ごみと一緒に流れて、どうしてもたまる量も結構ふえてくると思うんです。今、委員おっしゃったように、本当に草を全部刈ってしまうと、那智川でも見てたら、さっきのカモとかそういうのが草の下にちょこちょこっと入っていったり、そこですみかにしてるし、小さな虫とかいっぱいいますので、この辺は草を刈ったらきれいになるという頭が結構あるんです。普通の荒れ地でも本当に草をばっと刈ってしまうと、今度はキリンソウがばっと生えてくるだけなんで、やっぱり古来の植物は大事にしていきたいと思います。

○事務局 今おっしゃっていただいたように、グリーンダムについては、最初に委員もおっしゃったように大きい洪水にはきかないというのは一致した見解だと思います。ところが、森林はそういう治水目的とか単一目的で非常に大きい機能を持っているわけではなくて、若干の洪水を低減させるとか、それから生き物のすみかになるとか、そういう機能を少しずついろんな機能を持っているというところが森林のいいところというか、メリ

ットというふうに専門家の方から伺ったことがございます。そうした観点から、森林においても荒れているところを放置しておいていいと、そういう考え方ではないわけなんですねけれども、それは山林を保全する部局ですとか、それからもしくは砂防といったやり方を使って、関係機関と協議しながら保全に努めていかなければいけないものと思います。有田川において土砂の流出が非常に多いので、砂防事業ですとか森林保全事業と協力してやっていきたいというふうに思います。

○議長 はい、どうぞ。

○委員 今議題に上っております河原の草でありますけれども、昔の河原というのは、皆さんご存じですか。和歌山県下、日本全国、昔の河原というのをご存じですか。

○事務局 私はそのときに生きておりませんでしたが、昔の写真を拝見したことがございます。それから、28災を契機に川の状況ががらっと変わってしまったということについては存じ上げてございます。

○委員 私なんかも物心ついたときから、私は紀の川のほとりで暮らしておりますけれども、ずっと各河川、私も全国の河川の役員もいたしておりますので、全国の河川も回っておりますけれども、昔からずっと、県下も回ります。そしてまた全国も回ります。河川の河床といいますか河原といいますか、これらを見ますと、今もうとにかく草の生えてないような、河原と呼べるようなところが果たして一本の川で幾つあるのか、どれだけの面積があるのかというふうに変わってきておるんです。昔は河原、河原、河原だったんです。増水しても、ちょっと草が生えかけたところでも、増水があると非常にきれいな礫の河原に変わっていっておったんですね。ですから昔は川へ泳ぎに行くということになれば、わらぞうりか何かはいていかないと、裸足で行くと、よほどなれた者でなければ川まで、ちょっと広い川でしたら到達できない。足の裏が熱くてやけどするようになってしまってなかなか行けない、こういうふうな川が非常に多かったです。川遊びするのも、そういう河原が続いているところの川のほうが、川の中へ入っていくのにも、海でいう遠浅的な形にずっとなっておりましたから、小さい子どもから大きな子どもまで、また大人まで皆川遊びができるという状況に皆なっておりました。

しかし、悲しいかな、今この写真を見ていただいてもわかりますように、各河川、草と草の間を流れておるんです、水が。なぜこのような形になってきたかということで、全国内水面漁連におきましても、また全国内水面漁場管理委員会というのがあるわけありますけれども、これらにおきましても、全部検討に検討を重ねてきておりますが、なぜこう

いうふうになるかというと、砂利、要するにバラスとかグリとか砂、そういうふうなものがほとんど少なくなつて、砂の部分はある程度残ってきておるんですが、少なくなつて、あとは土が残るんです。先ほどから言わされておりますように、山が荒れております。ですから、土がたくさん残っていくわけなんです。そして、今の川を流れておる水には、昔と違つて窒素からいろいろなものがたくさん、草の肥やしになるものがたくさん含んで流れていますので、すぐ草生えます。なぜ、そしたら大きなグリとか、山が崩れたにしたって必ずグリはあるはずです。そして、小さめのグリもあれば、バラスもなければならんのです。ところが、それがなぜ少なくなつてしまつて、しかも全然河床が下がっていくところと、土が置かれて草が生えて固められて、その上に草の中を流れますから、そこへ土がまた堆積して、そこへまた草が伸びてくるというようなことで、どんどん上へ上がるところ、そうじゃなくて、河床がどんどん削られて下がっていく川ができております。

原因は何かというたら、ダム以外にありません。ダムです。魚族にとりましても、水産生物にとりましても、動植物にとりまして、ダムほど悪いものはないわけなんです。ですから、ただ単にダムを嵩上げしたらどうなるかとか、嵩上げをしなかつたらどうなるかとかいうことよりも、そして先ほどから山に木を植えることは余り関係がないと、100年間に一遍か200年に一遍の洪水といいますか大雨のとき以外には関係がないんだという、そのときには関係ないというようなことを言わせておりますけれども、山が、人工林はもうひとつ役には立たないと思うんですが、広葉樹林ですね、この広葉樹林が多ければ多いほど葉っぱが散り、散った葉っぱが腐葉土になり、そして腐葉土が重なることによって水を蓄えます。その水を蓄えていく、そして日照りが続いたときにはそこからその水がずっと出されてきて、そして川が渴水に余りならずに、今までとそんなに変わらないような水量が流れ出す、そういうふうな形を醸し出しますし、そしてまた、その堆積された腐葉土から出てくるいろんな栄養素というものによって、川の昆虫から始まっていろんなものが、川の魚からいろんなものが生かされておるわけなんですね。そういう水が海へ流れ込まないがために、海ももう赤潮のやれソウロウのということで大変な状態になっております。青のりにしたってしじみにしたって、それこそ力キ一つにしても、なかなか淡水が入ってまいりませんと育ちません。

○議長 すみません、ほかの方のご意見も伺いたいので、あと簡潔にお願いします。

○委員 すみませんけれども、そういうふうな状況でありますので、とにかくダムというものは、森林もやはり、普通の森林ではダムかわりにはならんと思いますけれども、広葉

樹林は大きくダムがわりにもなりますし、ほかの水産動植物に対しては非常に大きな益をもたらすと。水量も確保できる。こういうふうなこともありますので、その点を忘れないでやっていただきたいと思います。

○議長 河道の植栽から流域の問題、大きな問題提起をされたわけですが、ほかの方のご意見もまた伺って、また関連して事務局のほうで何か説明いただけがあればしていただきたいと思います。ほかいかがでしょうか、基本方針案に関連して。

はい。

○委員 資料の 6 の 11／12、最後の 4 行の正常流量についてです。正常流量が 5 トンとか毎秒 3 トンとかの設定はされておるんですけど、今回県内の農林部局の調整の資料とは違うものが出てきてびっくりはしてるんですけど、資料 8 の 3 - 3 ページに流況が書いてますけど、ここで一番右側の 2 列の渇水とか最小とかいう量がありますけど、そこを見ますと 1 トンとか 2 トンとか 3 トンとか 0.何トンとかという数字が大分並んでおりまして、戻りまして資料 6 の 11／12 の正常流量の設定のかんがい期の 5 トン、それから非かんがい期の 3 トンより小さい数字がずらっと並んでるわけですけど、まず 1 つ目の質問なんですけど、国土交通省の河川環境課がつくりました正常流量の手引きという資料があります。それによると、正常流量について定義が書いてございまして、正常流量は、それに不足する場合は調節施設、ダムをつくってまで補うほどの重要な考え方を持つべき定義であるというふうに書かれております。そういうことからしますと、今回方針に書かれている数値は満たしていないことから、正常流量に満たす水量を確保するにはどのように考えておられるのか、1 つ目の質問としてまず河川管理者にお聞きしたい、これが 1 つ目の質問ですね。

それから、2 つ目の質問として、河川の流量がこの方針に書かれております 3 トンとか 5 トンとかよりも流量が少なくなったときに、先ほどの資料の 8 にありました水道とか畠地かんがいの許可水利権量がありますけれども、その水道とか畠地かんがいを使ってる者に対して、河川の流量が少なくなったから、もうこれは水を使うのはやめてくれという規制をされるのかどうかというのが 2 つ目の質問です。

それから、3 つ目の質問。これは特に地元の人にお聞きしたいんですけど、今後どんどん水洗トイレの割合が多くなると思うんですけど、要は水道使用量がふえるということですね。水道がもっと水不足になるという話になるんですけど、そのときに川から水道をとりたいと市町村の方が計画されたとしますけれども、11／12 ページにあります正常流量ですね、水利権であれば 10 年に一回程度の規模の渇水水量が約 1.2 トンとありますけど、こ

ここで 1.2 トンよりも空きがある場合は水利権として認められるんですけど、3 トン、5 トンですと、1.2 トンの水量よりはるかに上なわけですから、水道とりたいというときはダムをつくらないと水道の水はとれないですよというふうになるわけです。正常流量を 3 トンとか 5 トンで設定してしまうとですね。もしここで正常流量の設定が 1.0 トンであれば、10 年に 1 回程度の渇水流量は 1.2 トンでありますから、水利権の河川管理者が与える方針としては、いや、0.2 トンは水道の水でとれますよということになるんですけども、正常流量がこのように設定されると、将来与えられる許可水量というのはなくなるわけですけど、利水者としてはこの数値が低いほうがいいか、もしくはないほうがいいですか。それに対して地元の方は正常流量が高いほうがいいですか、どうですかということをお聞きしたいなというのが 3 つ目の質問ですね。これは地元の方になんですけど。

それから、4 つ目の質問なんんですけど、近年 10 年の流況図を農水省との協議のときは出していただくことになっておりますけれども、それをつけていただきたいと。そうしないと、河川にどのぐらいの水量があるのかよくわからない。資料 8 で示していただいているのは年間の一番少ない値とか、低水ですけど、日別にその水量が確保されてるのかどうかというのがわからない。

以上です。

○議長 4 点ありました。

○事務局 まず、4 点目につきましては、流況表はつけ加えさせていただきます。

それから、1 点目に戻りまして、5 トン、3 トンで満たしていないという点なんですけれども、この 5 トン、3 トンというのは基準点における流量ですね。すべての区間で 5 トン、3 トンが必要という話ではなくて、先ほど若干早めに駆け足で説明しましたが、場所によって支川からの流入量もあり、利水のために水をとるというのもあって、場所によってはもっと少なく絞られたりふえたりという状況があります。それで、こうしたことを全部考えた上で、じゃ、どこかでチェックポイントを用いて状況を把握しなければいけないというときに、基準点でこうした取水だとか合流だとかがあったときに水量が増減しますけれども、その一番少ないところで環境が満たされるかどうかというのをチェックをいたしまして、それが満たされる流量をずっと追いかけていきますと 10 分の 1 のときに、渇水のときに、基準点において 5 トン、3 トン流れている状態であれば上流側の状況は正常であると、そういう指標としての数字でございます。すべての場所で、ここでもどこでも放流後も取水後もすべて 5 トン、3 トンという数字ではないということが 1 点目です。

それから、2点目のご質問で、足りないときに規制するのかという点ですけれども、これは基本方針レベルで理想とする正常流量を設定しておりますので、それについては整備計画の段階で議論するものと思います。規制が社会として受け入れられるのか、それともこの正常流量が満たされないときに補給施設まで設置するのか、もしくは利水者の間で調整をするのか、こういった点については整備計画で議論して決めていくことになろうかと思いますけれども、現時点のデータを使いまして、取水、合流を考慮して、各地点で水が足りなくなるような流れを想定すると、基準地点、金屋橋地点でかんがい期5トン、非かんがい期3トン、これだけの水が流れていればおおむね大丈夫であろうと、そういう計算結果でございます。

よろしくお願ひします。

○議長 よろしいでしょうか。

○委員 すみません。

○議長 ちょっとすみません、時間が押していますので、簡単にお願いします。

○委員 3トン、5トンというのは、河川の維持流量でございますか。

○事務局 正常流量ですね。

○委員 正常流量って、河川維持流量というのは一番河川の河口において、上流でとられてきても、その川を維持するための流量というのは一番最終の地点で、河川維持流量というのは全国各地どこでも決められております。その流量を教えてください。

○事務局 まずこの5トン、3トンというのは河口の流量ではなくて金屋橋地点の流量です。この5トン、3トンが金屋橋に流れていれば、途中の合流、取水を考慮して、河口地点の流量が確保できるだろうという見通しの数字になっております。河口地点での流量は、ちょっと調べますので、ちょっとお時間をいただきたいと思います。

○議長 はい、どうぞ。

○委員 さっきの事務局の私の質問に対する答えなんんですけど、正常流量5トン、3トン決めたときに、将来河川整備計画の中でダムをつくって補給をするのか、もしくは利水者間で今よりもさらに水を使わないように工夫してもらうのかということで、足りない分については必ず出してもらわなければならないという答えだと思ったんですが、それでよろしいですか。

○事務局 今おっしゃったお話を、基本方針レベルではそれが目標になりますけれども、例えば正常流量の補給分をダムに期待している流域において、整備計画の段階で必ず

しもダムが設置されるとは限らないわけですから、そういった事例もありますので、この5トン、3トンについてどの段階で実現するかについては整備計画の段階で議論されるものと思います。

○委員 そうすると、ダムをつくらなければ、今使ってる水道とか農業用水を節約して、必ずその水量は捻出してくださいということを整備計画の中で決めるという話ですよね。そういう理解ですね。

○事務局 整備計画の議論については整備計画の段階でいたしますので、現時点においてはその議論を予断をもって縛ることはいたしません。

○委員 それであれば、整備方針の中身を前回の文章に戻していただきたいと思います。

○事務局 その趣旨はどのようなことでしょうか。

○委員 今、整備計画の中で決めるという話でしたので、話が煮詰まってないので、もう少し検討していただきたいと思います。

○事務局 そういたしますと、整備計画の内容と基本方針の内容がすべての点について一致していかなければいけなくなりますけれども、そういうお話でしょうか。

○委員 そういうことではなくて、この河川においてのみ正常流量を設定されてまして、ほかの河川においては左のような文章になってますよね。

○事務局 この点については、今現時点で想定される流量として、指標として記載をしようということでこの数字を上げておりますけれども、この文章の最後まで読んでいただきますと、この流量については水利流量等が考慮されると。「等」の中に水利流量だけではなくて、河床の断面の状況ですとかそういったものによっても正常流量の設定が変わつまいりますので、あくまで一つの指標としてこの数字を掲げていきたいと思っています。

○委員 国土交通省の河川流量の手引きには、指標というよりも、河川管理者は設定すると、それは必ず貯留施設をつくってまで確保しなさいという言い方になっております。

○事務局 この文言につきましては国とも協議をいたしまして、この記載でよろしいという判断もいただいておりますので、これについては問題なかろうと考えております。

○議長 委員、いかがですか。

○委員 委員のお話もよくわかりますし、県さんの立場もよくわかります。これ、ちょっと正確な答えはちょっと私もわからないんですが、この有田川について、先ほど委員から指摘あったように、この表現がされてますけど、ほかの川はされてなくてなぜここをされたんかな。

○事務局 この河川については、そもそも工事実施基本計画において5トン、3トンという数字が設定されておりましたので、そういう観点も踏まえて、これまで設定されていた正常流量が本当に設定できないのかといったことから議論をいたしました。今回この数字を、再度検討を改めていたしました。この数字で、同じ数字が確認できましたので、そのまま記載するという考え方でこの案をまとめました。

○委員 一言だけ。紀の川の正常流量が4トンなんですよね。流域面積とか全然違う、大き過ぎるんですよ。

○委員 紀の川の値が小さすぎるんですよ。

○委員 それともう一つは、この数字決められると利水者困ると思うので、その辺ちょっと考え直していただきたい。

○事務局 先ほどからの若干繰り返しになってしまいますけれども、基本方針で将来目標を定めた上で整備計画でその将来目標をどこまで実現するかというのは、整備計画の段階というふうに考えます。治水目標につきましても同様に6,200トンの洪水に対応するという基本方針でございますけれども、現実、整備計画の段階で6,200トンまで実現することは恐らく難しいというふうに思っております。ここは整備計画の段階で議論させていただいて……

○委員 すみません、県さんのほうの説明でうんと言わないかんのですけど、いわゆるこの正常流量についても、それから治水のダム計画についても、整備計画、これは30年の整備計画です。基本方針というのはあくまで長い年月、例えば100年とか200年とか、そういう考え方で、将来的にこの川はこれだけ必要ですと、こういう考え方なんです。したがって、治水計画、ダムで洪水調節するにしても、将来的に100年に一回の洪水に対応できるようにしなきゃいかんというのはやっぱり必要です。我々の子孫やとかそういうことを考えると。

ただ、30年のうちの整備計画で絶対にダムをつくるか。これは皆さんも最近よくご存じですけど、国の財政も厳しいですし、府県さんの財政も厳しいですから、必ず30年でできるかどうかという問題もあります。工期の問題もあります。環境問題もあります。だから、必ずしも30年でやるとは限ってないんです。それから、この正常流量の5トン、3トンの話も、理想的には必要だということです。ただ、30年の河川の整備計画の中で、絶対にまたこれもダムをつくって確保するかどうか、これは今の段階ではなかなか厳しいかなというのは思います。

それと、委員の質問でありましたけれども、渇水のときに利水者に水を融通してもらって、この正常流量を絶対守るというようなことは、社会通念上ほとんど不可能だと思います。できるだけ川に水を流して生態環境とかを確保するというのは河川管理者の理想ではありますけれども、水道とか農業用水とかそれを削ってまでというのはなかなか難しい。漁業のほうとの問題もまたありますし、この辺はそのときの社会情勢でいろいろ縛引きがあるかと思います。だから、調整しながらやっていくというお答えしかできないかなと思います。

○議長 洪水に関しても計画を超える場合とか、現状で通水能力を超える洪水が起った場合には、危機管理的な対応をする必要があって、そこまで考慮に入れると計画論から外れると思います。ここでは従来の経緯を踏まえて再検討して、こういう数値が出ているということをご理解いただけたらと思います。

今日は3時半に退室される方がおられて、急いで申しわけないんですが、定足数からこの審議会が成立しないという事情もございますので、ぜひこれはという基本方針にかかるご意見や、この文章をこう変えるべきだというご指摘があればいただきたいと思いますが。よろしいでしょうか。

それでは、いろいろと多くのご意見いただきましたが、これから本省との協議などを経て最終決定されると思いますので、また重要な変更があれば各委員の方に周知していただくということにさせていただきたいと思います。

それでは、資料8にあります基本方針の原案をご承認いただけるでしょうか。特にご意見がないようですので、承認いただいたことにさせていただきます。ありがとうございました。

本日予定しています議事は以上でございます。

その他につきましては、先ほど冒頭に説明がございました。遅れてこられた委員の方もございましたが、資料が配られていますので、見ていただきたいと思います。

それでは、進行を司会のほうにお返ししたいと思います。

○司会 それでは、日方川、有田川の河川整備基本方針につきましてご審議いただきありがとうございました。

さて、今期の和歌川県河川審議委員の任期は来る11月5日をもちまして終了いたしますが、県といたしましては、次期河川審議会におきまして引き続きほかの二級水系の河川整備基本方針をご審議いただきたいと考えております。そうした中で、会長におかれまして

は、今期の審議会をもちまして委員を退任されることになりました。よろしければ会長からごあいさついただければと思います。よろしいでしょうか。

○会長 余り時間がないので一言だけ。

私は書類上、3期6年にわたって委員を務めたことになっていますが、実質は最後の1期で、那智川、太田川、そして今日の議事にあった2河川の審議にかかわらせていただいただけで、何もお役に立てなくて申しわけなく思っております。しかし、その間、現地を見学させていただき、またいろんな方からご意見を伺って勉強させていただいたことに感謝申し上げます。

これからも大いに和歌山の河川をよくするようご審議いただければと思います。簡単ですが、ごあいさつといたします。

○司会 どうもありがとうございました。

今日出席されていないのですが、あと3名の委員様におかれましても退任されることになります。どうもありがとうございました。

それでは、最後事務局側よりごあいさつお願ひいたします。

○事務局 本当に長時間ありがとうございます。これらの各委員さんの意見を踏まえまして、よい整備方針をつくっていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひします。

会長様には本当に長い間ありがとうございました。今後ともご尽力を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

簡単ですが、最後のあいさつとさせていただきます。本当に今日はありがとうございました。